

令和7年度 市・県民税

令和6年分 所得 税

申告相談の日程及び会場

市では、市・県民税の申告及び所得税の確定申告のお手伝いをするため、次のとおり申告相談を行います。

【主会場：市役所 3階 301会議室】

- 相談期間 2月17日（月）～3月17日（月）（土日祝日を除く）
- 相談時間 午前9時～正午（受付：午前8時30分～午前11時30分）
午後1時～相談終了時（受付：午前の受付終了後～午後4時まで）
※混雑状況により、受付を早めに終了することがあります。

○地区割

期日			お住まいの地域
2月	17	月	桑原東・桑原中・桑原西・大田原・力石
	18	火	大池・姨捨・代・上町(八幡)・小坂・三本木
	19	水	志川・北堀・峯・上山田温泉（1～11区）
	20	木	中原・郡・森下・新宿・辻・新山・漆原
	21	金	上八日町・治田町・元町・八坂・中央
	25	火	荒町・中町(稻荷山)・本八日町・城腰
	26	水	森東・若宮・芝原
	27	木	森西・仙石・羽尾第四・羽尾第五
	28	金	倉科・須坂・黒彦・柏王・戸倉温泉
3月	3	月	土口・生萱・上徳間
	4	火	雨宮・内川
	5	水	屋代第1・屋代第3・千本柳・小船山
	6	木	屋代第2・屋代第4・磯部・福井
	7	金	屋代第5・屋代第6・新戸倉温泉・上町(戸倉)
	10	月	寂蒔・鋳物師屋・上中町
	11	火	桜堂・小島・中町(戸倉)・今井町
	12	水	打沢・杭瀬下・中・新田
	13	木	指定日に相談できなかった方
	14	金	指定日に相談できなかった方
	17	月	指定日に相談できなかった方

※例年、初日や最終日は混み合いますので、なるべく指定された相談日にお越しください。

【臨時会場：千曲市ふれあい福祉センター(旧戸倉庁舎) 4階 会議室4】

※臨時会場のため、受付件数に制限があります。

- 相談期間 **3月3日（月）～7日（金）（土日祝日を除く）**
- 相談時間 午前9時30分～正午（受付：午前9時～午前11時30分）
午後1時～相談終了時（受付：午前の受付終了後～午後3時まで）
※定員に達し次第、受付を終了します。
- 受付件数 50件程度／日（先着順）
- 対象者 主会場での申告が困難な方